

## 人権尊重の社会づくり相談ネットワーク等の運用状況について

人権・同和対策課

平成26年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワーク等の運用状況は次のとおりです。  
 なお、平成24年9月から「こどもいじめ人権相談窓口」を設置しております。

1 相談件数等・・・ 339件（前年同期 392件）（詳細は別添のとおり）

## 2 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	子ども	相談内容から児童虐待の可能性も考えられたため、福祉相談センターへの相談を助言し、相談者の了解の上、事前に相談内容をセンターに伝達し、解決を促進。
	障がい	施設の職員の対応について、相談内容を整理し関係機関に伝達、関係機関が施設及び相談者と話し合いを持ち、その後も相談員が助言するなど支援し、解決を促進
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、問題への対応を促進〕	障がい ・高齢者	相談内容を整理し、第三者として相手方の小売店に伝達。責任者から顧客対応の研修に努める等の回答を得るなど、解決を促進
	同和問題 ・公務員	相談内容を整理し、第三者として当事者に伝達。その結果、今後の対応を見直すこととされ、解決を促進
③ 複数の関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	労働者 ・障がい	町及び県の福祉担当部局と緊密な連携をとり。相談者の職場の問題や心のケア等の支援を実施し、問題の解決を促進
	障がい ・高齢者	相談内容を整理し、関係する町、施設及び医療機関と協議を実施。関係機関が問題解決に向けた支援の検討を行い、問題解決を促進
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	女性 ・公務員	問題を整理し、現段階における具体的対処の仕方や、次の段階についての相談先等を具体的に情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談される等、問題の解決を促進
	労働者	労使関係や人権侵害の問題について内容を整理し、相談先等の情報提供を行った、これに基づき相談者自身の理解を促進することができ、解決に向かい積極的に動かれ始めた。

### 3 専門相談員の相談事例

#### (1) 専門相談員が行った相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
法律（弁護士）	高齢者	相続問題の対応について解決を促進するための助言
〃	子ども	養育費の請求について解決を促進するための助言

#### (2) ケース会議での助言

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
臨床心理（臨床心理士）	公務員 障がい 子ども	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言

### 4 こどもいじめ人権相談窓口の開設

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談対応を行っている。

- (1) 設置箇所：県庁人権局
- (2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付
- (3) 相談件数：40件（平成26年12月末現在）（前年同期；71件 人権相談件数の内数）
- (4) 対応事例
  - ①相談者（保護者）に対し、学校関係者との話し合いの持ち方を助言。話し合いの結果、学校側が対応策を講じ、いじめは収まった。
  - ②相談者（保護者）に、子どもはいじめにあっているという認識を持っていただき、放課後児童クラブの指導員や学校との話し合いにおいて確認する事項を助言した。

### 5 鳥取県いじめ問題検証委員会

いじめ防止対策推進法に基づくもののほか、県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故が発生した場合、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置することとしている。

※現在まで設置された例はない。

#### ○沿革

- 平成24年11月 2日 設置要綱制定
- 平成25年 9月28日 いじめ防止対策推進法制定
- 平成25年10月11日 鳥取県附属機関条例の制定に伴い、知事の附属機関として位置づけ（設置要綱改正）

人権相談窓口における相談の状況について  
(平成23年4月から平成26年12月まで)

H27.1.13

1 相談件数

① 受付機関別

	H23	H24	H25	H26
人権局	105	180	183	96
中部	36	72	107	81
西部	223	226	226	162
計	364	478	516	339

②相談形態別

	H23	H24	H25	H26
面接	185	159	168	135
電話	161	282	302	185
封書等	18	37	46	19
計	364	478	516	339

2 相談内容

① 分野別

※相談内容により複数の分野に計上

	同和 問題	外国 人	障がい	障がい細分(複数計上)					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H23 轡	6	14	129	5	21	32	81	1	19	36
H24 轡	10	5	159	12	57	48	59	1	74	50
H25 轡	8	6	189	16	66	48	52	0	111	28
H26 轡	3	0	139	11	37	55	46	0	48	8

	高齢者	公務員に よるもの	労働者	疾病	その他	計
H23 轡	47	69	40	30	63	453
H24 轡	28	108	50	98	54	636
H25 轡	21	136	43	91	66	699
H26 轡	18	81	28	60	60	445

② 行為類型別

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐 待 ( 経 済的)	虐 待 ( 初 め)	サー ビス 提供	就学
H23 轡	4	0	1	10	27	4	6	0	3	0	186	9
H24 轡	6	0	1	10	26	5	7	0	2	1	144	14
H25 轡	8	0	9	7	30	8	15	0	6	2	195	20
H26 轡	2	0	3	7	29	2	4	0	1	3	137	2

	プラ イバ ン	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性犯 罪	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H23 轡	16	123	2	19	82	34	1	0	1	0	32	560
H24 轡	21	128	0	23	147	80	2	0	3	0	37	745
H25 轡	20	144	1	23	158	89	3	0	1	0	78	817
H26 轡	5	122	0	9	85	31	0	0	1	0	56	499

3 相談窓口の対応状況

	情報提 供・助言	他機関(県の機 関)紹介	他機関(県以 外)紹介	その他 (傾聴など)	計
H23 轡	300	10	7	47	364
H24 轡	414	9	11	44	478
H25 轡	443	9	7	57	516
H26 轡	302	8	4	25	339

(参考) 平成26年度 分野別×行為類型別集計表 (平成26年4月から12月まで)

	差別表現	落書き	インターネット	就労(募集採用)	就労(左以外)	虐待(身体的)	虐待(心理的)	虐待(性的)	虐待(経済的)	虐待(性以外)	サービス提供	就学	プライバシー侵害	居住・生活の安全	報道被害	誹謗中傷	嫌がらせ	いじめ	セクハラ	性犯罪	結婚差別	貸貸拒否	その他	計
同和問題	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	7
障害	0	0	0	2	9	1	1	0	0	0	65	0	1	66	0	2	10	2	0	0	0	0	23	182
外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子ども	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	7	2	0	12	0	2	9	22	0	0	0	0	8	65
女性	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	6	0	0	3	0	0	0	0	0	0	14
高齢者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	0	0	7	0	0	6	2	0	0	0	0	1	27
公務員	0	0	0	5	5	0	0	0	0	1	56	2	4	17	0	2	20	9	0	0	0	0	7	128
労働者	1	0	0	3	22	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	6	2	0	0	0	0	0	40
疾病	0	0	0	0	4	0	0	0	1	1	33	0	0	26	0	0	35	0	0	0	0	0	0	100
その他	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	8	0	4	12	0	3	21	3	0	0	0	0	35	90
計	3	0	3	10	42	2	4	0	2	5	182	4	10	148	0	11	111	40	0	0	1	0	75	653

# こどもいじめ人権相談窓口の対応状況について

平成27年1月6日/人権局

## 1 こどもいじめ人権相談窓口の開設

いじめ問題に対応するため、平成24年9月21日から「こどもいじめ相談電話」を開設し、24時間対応しており、平日夜間及び休日も対応。(メール相談は24時間受付)

## 2 相談窓口の概要

- (1) 電話…24時間対応
- (2) メール…平日対応

## 3 相談件数(4/1~12/31)

(単位:件)

形態・月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
(1)電話	1	8	4	5	1	4	3	2	6				34
(2)メール	1				1	1							3
(3)面談			1	1			1						3
計	2	8	5	6	2	5	4	2	6				40

## 4 分野別

- ・こどもへのいじめ (21件)
- ・こどもへの体罰 (0件)
- ・その他 (19件)

## 5 相談種別

※複数計上

(単位:件)

形態・月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
(1)言葉の暴力	1	1				2	1	1	1				7
(2)からかい		2											2
(3)持ち物隠し													
(4)仲間はずれ		1	4				1						6
(5)集団による無視							1						1
(6)暴力							1						1
7)たかり													
(8)親切の押付け													
(9)なりすまし													
(10)その他	2	7	5	6	2	3	3	1	5				33
計	3	11	9	6	2	5	4	2	5				50

## 6 対応状況

- ・相談者の傾聴に努め、内容に応じた助言を行った。また、必要に応じ関係機関に状況を伝達し対応を依頼した。